

令和3年度 北海道水資源保全審議会 議事録

日 時 : 令和4年(2022年)1月19日(水) 10:30~11:10

場 所 : Web会議による開催

(会長及び北海道(事務局)は、かでの2・7 7階710会議室から参加)

出席者 :

(委員)

梅田 禎氏 委員 (京極町長)

及川 華恵 委員 (ひいらぎ法律事務所 弁護士)

笠井 美青 委員 (北海道大学大学院農学研究院 准教授)

佐藤 郁夫 委員 (札幌大学 名誉教授)

谷 秀雄 委員 (北海道森林組合連合会 理事)

福原 朗子 委員 (北海道科学大学工学部都市環境学科 講師)

富士田 裕子 委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 教授・園長)

丸谷 薫 委員 (北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所 地域地質部沿岸・水資源グループ 専門研究員)

森尾 薫 委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 副会長)

(道側)

上田 晃弘 (総合政策部計画局長)

吉野 紀之 (総合政策部計画局土地水対策課長)

戸田 成良 (総合政策部計画局土地水対策課課長補佐)

吉野課長	<p>ただいまから、令和3年度北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日、進行を努めさせていただきます土地水対策課長の吉野でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、総合政策部計画局長の上田より、ご挨拶を申し上げます。</p>
上田局長	<p>計画局長の上田でございます。おはようございます。</p> <p>年明けから再び感染症が拡大を続けておりますことから、このようなオンラインの形式によって、本日の審議会を開催させていただくことになりました。</p> <p>先ずもって、本日の審議会にご出席を賜りましたことに、お礼を申し上げます。</p> <p>また、日頃より、水資源の保全に関する施策をはじめとして、道行政の推進にそれぞれご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>道では、これまで、道内各地の水資源の恵みを将来にわたり保全していくために条例を制定し、委員の皆様方のご助言をいただきながら、水資源保全地域の指定という取組を進めてきたところであり、条例が施行された平成24年の4月以降、9年間で63の市町村、181地域の指定をしているところでございます。</p> <p>本日の審議会では、2つの町の2地域の新たな指定と、1つの市の1地域の指定解除についてご審議をいただきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただくよう、お願いを申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、開会に当たっての一言に代えさせていただきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
吉野課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いてですが、本日の審議会には、委員総数9名のうち、9名の委員の皆様にご出席いただいております。北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項に規定します定足数、2分の1以上を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、この後の議事、進行は、富士田会長にお願いいたします。</p>
富士田会長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>それでは、議事（1）令和3年度 水資源保全地域の指定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
戸田補佐	<p>戸田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>配付させていただいております資料を用いまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>初めに、資料1をご覧ください。</p> <p>令和3年度の水資源保全地域の新規指定と指定解除を一覧にしたものとなっております。</p>

ります。資料上段の表のとおり、今回、「新規指定」として、後志総合振興局の余市町の1区域、釧路総合振興局の厚岸町の1区域の計2区域が提案されております。

番号欄に①とあります余市町は、今回が初めての提案となります。⑥の厚岸町は、6区域目の提案となっております。

余市町の提案区域についてですが、提案、所在ともに余市町で、水資源保全地域名は「余市町^{しろいわ}白岩地区水資源保全地域」、取水形態は地下水となっております。

厚岸町の提案につきましても、提案、所在ともに厚岸町で、水資源保全地域名は「厚岸町^{かたむさり}片無去地区水資源保全地域」、取水形態は地表水となっております。

次に、中段の表にございます「指定解除」についてですが、平成24年9月に水資源保全地域に指定をいたしました、石狩振興局の「石狩市^{とこたん}床丹地区水資源保全地域」につきましても、公共の用に供する水源としての利用実態が失われておりますので、平成24年に条例ができてから初めてとなりますけれども、水資源保全地域の指定を解除したいと考えております。

今回、提案のありました2区域が水資源保全地域として指定され、石狩市の1区域が指定を解除されますと、下の表のとおり、累計で、指定市町村数は64、地域数は182となります。資料1の説明は以上でございます。

続きまして、余市町の説明をさせていただきます。スクリーンをご覧くださいければと思います。

余市町からの提案区域につきましては、場所に関しましては、余市町の北西方面となります。JR余市駅から古平町方面へ向かう国道229号沿いに位置しております。

提案区域周辺の地形につきましては、等高線が非常に狭く、傾斜のきつい地域であるのがご覧いただけるかと思っております。

これを航空写真で見ますと、国道229号沿い以外は、ほとんど木々で覆われているというのがご覧いただけるかと思っております。

地形図に戻りまして、赤い二重丸で示したところが、取水地点となります。余市町の場合は、地下水から原水を取り入れておりますので、取水地点から半径1キロメートルの青い線で囲まれた範囲を基本として、区域を設定しております。

たて、よこの格子状の緑の線で表示されているのは国有林であり、この国有林を除きました赤い線で囲まれた地域が今回の提案区域となっております。

また、提案区域内の濃い緑色で示された部分につきましては、道路敷地ですとか河川敷地等となっております、この部分につきましても国有地ですので、指定対象からは除外しております。

なお、区域設定は地番単位で行っておりますので、半径1キロメートルの青い線から外れていても、若干、指定対象としている部分がございます。

提案区域の面積につきましては、約60ヘクタール、土地所有者別では、個人が109人で83.5%、法人が3法人で7.2%、残りの9.3%を余市町が所有しております。主な地目といたしましては、原野、山林、墓地となっております。

続きまして、資料2-1をご覧ください。「余市町白岩地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）」となっております。

「1 指定の区域」についてですが、名称につきましては余市町白岩地区水資源保全地域、指定の区域は記載されている地番のとおりで、先ほどの赤い線で囲まれた提案区域と一致しております。

2ページをご覧ください。「2 地域別指針（1）指定の区域に関する基本的事項」についてですが、対象区域は、地下水を原水として取り入れておりますので、取水施設から一定距離の区域としております。

指定する面積は、先ほども申し上げましたが、約60ヘクタール。区域設定の考え方につきましては、先ほどのご説明のとおりです。

対象区域の状況についてですが、この区域は国土利用計画法に基づきまして、都市地域、農業地域、森林地域に区分されているほか、森林法に基づき、水源涵養林に指定されている森林や、土砂崩壊防備保安林などが所在する区域となっております。

取水施設の給水人口は24人で、1日当たりの給水量は6立方メートルとなっております。給水人口は少ないですが、供給される水は、水産加工用水や生活用水として使われており、適正な土地利用の確保が必要となっております。

次に、「(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」につきましては、水資源保全地域の名称以外は、条例第16条の規定に基づく「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を踏まえた記載内容としております。

3ページ以降の別表につきましては、この「基本指針」の別表の内容を基本として、土地利用に関する法令をはじめ、提案区域内に関係する法令に基づき、必要な手続や配慮すべき事項について、該当する「要件」、「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。これらの内容につきましては、道庁の関係各課において確認をしております。余市町の説明は以上でございます。

次に、厚岸町についてですが、こちらもスクリーンをご覧ください。

提案区域につきましては、厚岸町の西部、標茶町との境界付近、道道の厚岸昆布

森線沿いに位置しております。

提案区域周辺の地形についてですが、画面中央から右下に向かいまして、オッポロ川が流れているのがご覧いただけるかと思えます。

これを航空写真で見ますと、オッポロ川より北側には畑が広がっておりまして、南側は森林となっているのが、よくご覧いただけるかと思えます。

地形図に戻りまして、赤い二重丸で示したところが片無去取水口と称している取水地点となります。厚岸町の場合は、別寒辺牛川水系オッポロ川から地表水を取り入れておりますので、このオッポロ川のほか、十号川、十一号川、十二号川などオッポロ川に流入する河川の流域を含めた、青い線で囲まれた集水区域を基本として区域を設定しております。

こちら余市町と同じように、たて、よこの格子状の緑の線で表示されている国有林を除いた、赤い線で囲まれた地域が、今回の提案区域となっております。

また、提案区域内の濃い緑色になっている部分は道路敷地となっており、国有地でありますので、指定対象から除外しております。

余市町と同じように、区域設定は地番単位で行っておりますので、集水区域から外れていても、指定対象としている部分がございます。

提案区域の面積は約338ヘクタール、土地所有者別では、個人が16人で86%、法人が4法人で3.8%、厚岸町が10%を所有しており、残りの0.2%は北海道が所有しております。

主な地目につきましては、畑、原野、山林となっております。

続きまして、資料2-2をご覧くださいいただければと思います。「厚岸町片無去地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）」となっております。

「1 指定の区域」についてですけれども、名称は厚岸町片無去地区水資源保全地域、指定の区域は記載されている地番のとおりです。先ほどの赤い線で囲まれた提案区域と一致をしております。

2ページをご覧くださいいただければと思います。「2 地域別指針（1）指定の区域に関する基本的事項」についてですけれども、対象区域は地表水を原水として取り入れておりますので、取水施設が設置されております地点に対する集水区域として設定しております。

指定します面積は約338ヘクタール、区域設定の考え方は先ほど説明のとおりでございます。

対象区域の状況についてですけれども、この区域は、国土利用計画法に基づきまして、農業地域や森林地域に区分されているほか、森林法に基づく水源涵養林や木

	<p>材等生産林が所在し、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づきます農用地区域が所在する区域となっております。</p> <p>取水施設におけます給水人口は129人、1日当たりの給水量は239立方メートルとなっております。</p> <p>オッポロ川はホマカイ川と並びまして厚岸町の主要な水源となっております。ホマカイ川については来年度以降、地域指定の予定となっております。</p> <p>「(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」につきましては、余市町と同様に、水資源保全地域の名称以外は、条例第16条の規定に基づきます「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を踏まえた記載内容としております。</p> <p>3ページ以降の別表につきましても、余市町と同様に、土地利用に関する法令をはじめ、提案区域内に関係いたします法令に基づきまして、必要な手続ですとか、配慮すべき事項につきまして、該当する「要件」ですとか、「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。こちらの内容につきましても、道庁の関係各課で確認をしています。説明につきましては、以上でございます。</p>
<p>富士田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありました、提案区域に係る指定の区域及び地域別指針案について、ご意見、ご質問等はありませんか。どちらの案件でも構いませんので、ご意見やご質問がございましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、今年度、提案がありました水資源保全地域につきましては、指定の区域について市町村からの提案どおり、妥当と判断いたします。</p> <p>また、地域別指針案については、審議会として「特に意見なし」といたします。よろしいですね。これに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは「異議なし」ということで、これを令和3年度水資源保全地域の提案に係る指定の区域及び地域別指針案についての審議結果といたします。ありがとうございました。</p> <p>事務局におかれましては、意見が出ませんでしたけれども、審議会のこれまでの経過を踏まえて、水資源保全地域の指定に向けて、引き続き、手続を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは次に、議事(2)令和3年度水資源保全地域の指定の解除について、事務局からご説明をお願いします。</p>

戸田補佐	<p>石狩市につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>こちら最初スクリーンのほうをご覧くださいと思います。</p> <p>指定を解除いたします「石狩市床丹地区水資源保全地域」につきましては、旧浜益村の区域になりますので、石狩市の北部、増毛町に近いところに位置しております。</p> <p>赤い二重丸で示したところが、取水地点となっております。この地域につきましては、地下水から原水を取り入れておりましたので、取水地点から半径1キロメートルを基本といたしまして、国有地であります床丹川の河川敷、あるいは国有林を除いた区域を水資源保全地域として区域設定をしております。</p> <p>面積は約162ヘクタール、土地所有者別では、個人が88人で26.9%、法人が2法人で1.5%を所有しております、残りの71.7%につきましては石狩市が所有しております。</p> <p>主な地目につきましては、山林、原野、畑となっております。</p> <p>当該区域の状況につきましては、国土利用計画法に基づきまして、農業地域や森林地域に区分されておりますほか、森林法に基づく石狩市森林整備計画におきまして、水源涵養林や保健・文化機能等維持林などが所在する区域となっております。</p> <p>資料3をご覧くださいと思います。この地域に関わります概要書とさせていただきますけれども、上段「1 指定の区域に関する基本的事項」にございますとおり、この区域は、平成24年9月18日、石狩市からの提案に基づき水資源保全地域にした区域となっております。</p> <p>中段になりますけれども、「取水施設の状況（指定当時）」にありますとおり、指定当時から給水人口が8人と少数であった給水施設です。</p> <p>下段の表になります「2 水源の利用状況」にありますとおり、指定後、地区の高齢化が進みまして、逝去された方ですとか、高齢者施設への入所された方がおり、この給水施設を利用する家庭がなくなり、また、今後も利用する見込みがないということになり、令和2年3月31日をもちまして、施設自体が閉鎖されております。</p> <p>北海道資源の保全に関する条例の第17条では、「知事は、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、水資源保全地域として指定することができる。」と定めておりますことから、公共の用に供する水源ではなくなったこの床丹地区の給水施設周辺の区域について、指定を解除するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
------	---

富士田会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまご説明のありました、水資源保全地域の指定の解除について、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>解除は初めてのケースになりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(梅田委員から挙手あり)</p> <p>では、梅田委員、お願いします。</p>
梅田委員	<p>京極町の梅田です。今日は皆さん、私も初めて参加をさせていただきますので、これからどうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>石狩市における水資源保全地域の解除についてですが、現在、この地域には、石狩市などが予定又は計画している開発事業や見込みは全くないということですのでよろしいでしょうか。もし、こうした計画があるのであれば、差し障りのない範囲でお知らせいただけますでしょうか。</p>
富士田会長	事務局からお答えいただきます。
戸田補佐	わかりました。石狩市に確認の上、後日、報告させていただきたいと思います。
富士田会長	<p>これについては、あとで調べてお答えするということですが、よろしいですね。</p> <p>(梅田委員の了解あり)</p> <p>ほかにご覧いませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、水源地保全地域の指定の解除につきましては、ご質問が1件ございましたけれども、それについては事務局のほうで対応するというので、解除については妥当と判断し、審議会としては「意見なし」とさせていただきます。これに異議はありませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、これを令和3年度水資源保全地域の指定の解除についての審議結果といたします。ありがとうございました。</p> <p>事務局におかれましては、ただいまのご質問に対して、ご回答を出していただくとともに、水資源保全地域の指定の解除に向けて、引き続き、手続を進めていただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。</p>
戸田補佐	特にございません。
富士田会長	せっかくの機会ですので、皆様からご質問やご意見がございましたら、ここで承りたいと思いますが、いかがでしょうか。
森尾委員	はい、よろしいでしょうか。
富士田会長	森尾委員、どうぞ。
森尾委員	北海道宅地建物取引業協会の森尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

	<p>私どもは土地取引のお手伝いをさせていただいております。この水資源保全条例では、水資源保全地域において土地取引をする場合、契約締結の3か月前までの届出が定められておりますけれども、これを行わなかった場合の罰則規定等というのはどのようになっているのでしょうか。改めてお聴きしたいので、よろしくお願いいたします。</p>
富士田会長	<p>事務局からお答えいたします。</p>
戸田補佐	<p>届出がない場合には、まずは届出をしてくださいということで、督促をさせていただいております。それでも届出いただけない場合には、名前を公表できるという規定はありますけれども、過料ですとか、そういった強い罰則は条例上ございません。</p>
富士田会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
森尾委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
富士田会長	<p>ほかにございませんか。丸谷委員、どうぞ。</p>
丸谷委員	<p>年末に、国が水循環基本計画の見直しを進めているということが国のホームページ等に出ていました。道のほうで何かこれ以上の情報をお持ちでしたら教えていただけないでしょうか。</p>
戸田補佐	<p>申し訳ございませんが、今現在、我々も国のホームページに掲載されている以上の情報は把握しておりません。</p>
丸谷委員	<p>わかりました。ありがとうございます。道で水循環基本法を所管しているのは土地水対策課ということになるのでしょうか。</p>
戸田補佐	<p>最初の窓口としては、土地水対策課となっております。</p>
丸谷委員	<p>わかりました。どうもありがとうございます。</p>
富士田会長	<p>丸谷委員、ただいまの件ですが、何か気になった理由がありますか。</p>
丸谷委員	<p>内容についてではなくて、ホームページを見ただけでは進み具合がよく把握できなかったためです。また、地元とのやりとりもいろいろありそうだったので、すでに国から道のほうに何らかのアプローチがあったのかなと思ったので、お伺いしました。</p>
富士田会長	<p>今のところ情報が入っていないようですので、情報が入りましたら、事務局から委員の先生方にメール等でご連絡するようにしたいと思います。</p>
丸谷委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
富士田会長	<p>そのほか、何かご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。 なさそうですので、以上をもちまして、議事の審議を終了させていただきます。 ありがとうございました。</p>

	事務局にお返しいたします。
吉野課長	<p>富士田会長はじめ委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>最後に、今後のスケジュールにつきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この後、関係市町村との協議等を経まして、2月上旬に地域指定及び地域指定解除の予定を告示いたします。</p> <p>2週間の縦覧期間の後、意見等がありました場合には、その対応を行った後、地域指定につきましては3月中旬に告示するとともに、指定解除につきましては4月1日に告示を行うこととし、いずれも4月1日付けでの施行を目指して手続きを進めてまいります。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、局長の上田より一言、ご挨拶を申し上げます。</p>
上田局長	<p>本日はご審議をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>指定と解除、それぞれにつきまして、ただいま事務局からご説明をさせていただいた日程で、手続きを進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>今後も、市町村の皆様のご意向を十分に伺いながら、水資源保全地域の新たな指定を進めてまいりたいと考えております。それと併せまして、土地の所有者の方々への事前届出制度、さきほど罰則等はないとご説明しましたが、まずは届出してくださいとのお願いを基本として、制度の周知に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>また、梅田委員からご質問を頂戴いたしました指定解除地域における開発の可能性につきましても、改めてご連絡させていただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれては、本道の水資源の保全に当たりまして、今後とも、特段のご助言を賜りたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
吉野課長	<p>以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>